

埼玉県社会福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年埼玉県条例第17号）第6条の規定に基づき、埼玉県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員19人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第3条 委員及び臨時委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員及び臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員及び臨時委員は、再任されることができる。

(副委員長)

第4条 審議会に副委員長1人を置き、委員のうちから委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門分科会)

第5条 身体障害者福祉専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会（以下「専門分科会」という。）に、それぞれ専門分科会長を置き、当該分科会に属する委員及び臨時委員の互選により選任する。

3 専門分科会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会に、それぞれ副専門分科会長1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから専門分科会長が指名する。

5 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査部会)

第6条 身体障害者福祉専門分科会に次に掲げる事項を調査審議するため、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）等審査部会（以下「審査部会」という。）を置く。

一 身体障害者の障害程度の審査に関する事項

二 指定自立支援医療機関（育成医療又は更生医療に係るものに限る。）の指定に関する事項

三 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定に関する事項

2 審査部会に、審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選により選任する。

3 審査部会長は、審査部会の事務を掌理する。

4 審査部会に、副審査部会長1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員のうちから審査部会長が指名する。

5 副審査部会長は、審査部会長を補佐し、審査部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び当該議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び当該議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として表決に加わることができない。

5 委員及び臨時委員は、審議会の議決により当該議事に直接の利害関係を有すると認められたときは、その表決に加わることができない。

(関係者の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員及び当該議事に関係のある臨時委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第10条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する2人の委員が署名しなければならない。

(準用)

第11条 第7条から前条までの規定は、専門分科会及び審査部会の会議について準用する。この場合において、第7条第1項中「委員長」とあるのは「専門分科会にあっては専門分科会長、審査部会にあっては審査部会長」と、前条第2項中「委員」とあるのは「委員及び当該議事に関係のある臨時委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、福祉部福祉政策課において総括し、及び処理する。ただし、民生委員審査専門分科会の庶務は福祉部社会福祉課において、身体障害者福祉専門分科会（審査部会を含む。）の庶務は福祉部障害者福祉推進課において、それぞれ処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則（平成14年9月17日規則第107号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年11月8日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。